

奈良県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年二月二十日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第六号

奈良県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則

奈良県教科用図書選定審議会規則（昭和三十九年三月奈良県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条」を「第十条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。